令和８年　　第８回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議　　事　　録

１．開催日時　　令和８年８月１８日（火）　午後１時３０分

２．開催場所　　田村市役所　多目的ホール

３．出席委員　　田村市農業委員１９名のうち１９名
田村市農地利用最適化推進委員２０名のうち１８名

１番 遠藤良一委員	２番 吉田典良委員	３番 荻野右近委員	４番 田村 茂 委員
５番 松本文子委員	６番 吉田篤也委員	７番 白岩良一委員	８番 渡邉 元 委員
９番 和田春信委員	１０番 栁沼政一委員	１１番 鹿又良司委員	１２番 土屋福一委員
１３番 菊地幸広委員	１４番 箭内正彦委員	１５番 宗像昭一委員	１６番 吉田清吉委員
１７番 小池あおい委員	１８番 渡邊慶幸委員	１９番 佐藤伸夫委員	

①番 遠藤義一委員	②番 會田成美委員	③番 二瓶賢一委員	④番 半谷隆一委員
⑤番 佐藤太巳治委員	⑥番 吉田勝行委員	⑦番 菅野美喜委員	⑧番 矢吹 勇 委員
⑨番 石井伝一委員	⑩番 郡司英道委員	⑪番 渡邊辰治委員	⑫番 佐久間耕栄委員
⑬番 箭内倉貴委員	⑮番 松崎好克委員	⑯番 伊藤智広委員	⑰番 佐藤徳一委員
⑱番 吉田辰男委員	⑲番 堀越広美委員		

４．欠席委員　　⑭番 伊藤博之委員　　⑳番 橋本仁宏委員

５．農業委員会事務局職員

局長	月　井　正　城
総務係長	佐　藤　兵　庫
副主査	會　田　賢　治

６．書　　記

副主査	會　田　賢　治

７．議事録署名人

１５番　　宗　像　昭　一 委員
１６番　　吉　田　清　吉　委員

８．会議の経過概要　　（開会 午後１時３０分）

９．提出案件

議案第１号　　農地法第３条の規定に基づく許可申請について

議案第２号　　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）

議案第３号　　農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第４号　　農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第５号　　現況確認証明について

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 それでは、ただいまより令和８年第８回田村市農業委員会総会を開会いたします。会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会　長	（会長あいさつ）
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第６条の規定により、会長に議長をお願いいたします。
議　長	はじめに、田村市農業委員会会議規則第４条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、欠席の届出はありませんでしたことをご報告いたします。
議　長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数１９名に対し、１９名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和８年田村市農業委員会第８回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、１８名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認め、１５番 宗像 昭一 委員、１６番 吉田 清吉 委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請について　９件 議案第２号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）　１件 議案第３号　農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）　３件 議案第４号　農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）　１件 議案第５号　現況確認証明について　６件 以上、２０件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。

	「議案第１号 農地法第３条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番から９番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 それでは、整理番号１番について、 ２番 吉田 典良 委員、ご報告をお願いいたします。
２　番 委　員	吉田 典良　委員 報告 ２番吉田です。整理番号１番についてご報告します。８月１０日の午前に、譲受人のお父様、二瓶賢一推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人のお父様と譲受人のお父様は兄弟であるご関係であり、これまで申請地は譲受人が借りて耕作をされておりました。譲渡人のお父様がお亡くなりになり相続されましたが、譲渡人は市外にお住まいであるため、今回、譲受人へ贈与にて所有権の移転登記を行うための申請でありました。申請地は適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、５番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
５　番 委　員	松本 文子　委員 報告 ５番松本です。整理番号２番についてご報告します。８月９日の午前に、譲受人のお父様、吉田勝行推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請内容について確認しましたところ、間違いがないとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号３番から５番について、９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９　番 委　員	和田 春信　委員 報告 ９番和田です。整理番号３番から５番についてご報告します。８月８日の午前に、同一であります整理番号３番の譲受人、整理番号４番の譲渡人、整理番号５番の代理人と渡邊辰治推進委員の３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、整理番号３番と４番は交換、整理番号５番は贈与と、各申請とも申請内容のとおりであり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号６番から９番について、１０番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
１０番	柳沼 政一　委員 報告

委　員	１０番栁沼です。整理番号６番から９番についてご報告します。整理番号６番につきましては、８月８日の午前に、譲受人と２名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は市外にお住まいであるため、譲受人へ売買にて所有権を移転するための申請でありました。申請地につきましては、これまでも譲受人が草刈り等の管理もされてきており、今後は譲受人にて耕作してゆくとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号７番から８番につきましては、関連している案件でございますのでまとめてご報告いたします。８月１０日の午前に、代理人である行政法人南東北事務所のご担当者、佐久間耕栄推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、両申請人のご自宅近くにある申請地を、それぞれ交換により所有権の移転を行うための案件であります。申請地につきましても、適正に管理されており、問題ないことを確認してまいりました。整理番号９番につきましては、８月１０日の午前に、譲渡人、譲受人と関係者の方、佐久間耕栄推進委員と７名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、現在所有している農地の近くに申請地があるため、規模拡大のための申請でありました。申請地につきましては、譲受人は申請地近くで会社を経営しており、今後も農地を取得し耕作地を増やしてゆきたいとのことでしたので、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第１号 農地法第３条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして議案第１号は終了いたします。 次に「議案第２号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号１番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご

	報告をいただきます。 　それでは、整理番号１番について、 　９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９　番 委　員	和田 春信　委員 報告 　９番和田です。整理番号１番についてご報告します。８月６日に、申請人に確認しましたところ、掘削箇所から予定外の湧水があったことで、工期が延長されるため、今回の変更申請に至ったとのことでした。申請につきましても、申請内容のとおりであり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 　本案について、質疑に入ります。 　質疑を求めます。 （質疑なしの声） 　質疑なしと認め、質疑を終結します。 　それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 　ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 　異議なしと認めます。 　よって、「議案第２号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することと決定いたします。以上をもちまして議案第２号は終了いたします。 　次に「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。 　整理番号１番から３番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 　ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 　それでは、整理番号１番から２番について、 　４番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。
４　番 委　員	田村 茂　委員 報告 　４番田村です。整理番号１番から２番についてご報告します。整理番号１番につきましては、８月６日の午前に、譲受人、佐藤太巳治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、お子様がご自宅に帰ってくる際に、車を停めるための駐車場が不足しているため、駐車場として農地を転用するための申請でありました。申請内容のとおりであり、問題ないことを確認してまいりました。整理番号２番につきましては、同じく８月６日の午前に、現地を確

	認してまいりました。申請につきましては、設定と被設定人は祖父とお孫さんの関係であり、被設定人がご自宅を新築するために農地の転用をするための案件でありました。申請地につきましても、排水等は周囲にＵ字溝もあり土留めもされているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号３番について、９番 和田 春信 、ご報告をお願いいたします。
９　番 委　員	和田 春信　委員 報告 ９番和田です。整理番号３番についてご報告します。８月４日の正午に、代理人である大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、周辺に雨水等の流れるＵ字溝も設置されているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分)」は、原案のとおり許可することと決定いたします。以上をもちまして議案第３号は終了いたします。 次に、「議案第４号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号１番について、８番 渡邉 元 委員、ご報告をお願いいたします。
８　番 委　員	渡邉 元委員 報告 ８番渡邉です。整理番号１番についてご報告します。８月８日の午後に、譲受人の代理人であるご担当者２名、郡司英道推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、これまで申請地内にある風力設備の詰所がありましたが、老朽化により雨漏れ等があるため詰所の移転を行うための申請であり

	ました。申請地につきましては、周囲は放牧地であるため雨水等による周囲への農地への影響もなく、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第４号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり許可相当と決定いたします。 以上をもちまして議案第４号は終了いたします。 次に、「議案第５号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第５号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして議案第５号は終了いたします。 これで、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和８年田村市農業委員会第８回総会を閉会といたします。 閉 会 （１４時１５分終了）

令和８年８月１８日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議　事　録　署　名　人

議　事　録　署　名　人